

第五十五回国 参議院 法務委員会 會議録 第三号

昭和四十二年五月十六日(火曜日)

午前十時四十九分開会

委員の異動

三月二十三日

辞任 稲葉 誠一君

補欠選任 加瀬 完君

五月十六日

辞任 加瀬 完君

補欠選任 稲葉 誠一君

出席者は左のとおり。

委員長 浅井 亨君

理事 後藤 義隆君

委員 田村 賢作君

久保 等君

梶原 茂嘉君

久保 勤一君

斎藤 昇君

鈴木 万平君

中山 福藏君

稲葉 誠一君

大森 創造君

亀田 得治君

國務大臣

法務大臣 田中伊三次君

政府委員 中川 進君

法務省入国管理局長

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局経理局長

事務局側

岩野 徹君

説明員

常任委員会専門員

増本 甲吉君

法務大臣官房秘書課長

安原 美穂君

法務大臣官房主計課長

藤島 昭君

外務省中南米移住局南米課長

長崎 弘君

本日の会議に付した条件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査

(昭和四十二年法務省並びに裁判所関係予算及び今期国会における法務省関係提出予定法案に関する件)

(ベトナム留學生問題に関する件)

(ベトナム軍人の亡命事件に関する件)

(ベトナム派遣米兵の亡命事件に関する件)

○委員長(浅井亨君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

本日、加瀬完君が委員を辞任され、その補欠として稲葉誠一君が選任されました。

○委員長(浅井亨君) 本日は檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題とし、まず昭和四十二年法務省並びに裁判所関係予算及び今期国会における法務省関係提出予定法案について順次説明を聴取いたします。藤島主計課長。

○説明員(藤島昭君) 法務省所管昭和四十二年予算についてご説明申し上げます。

昭和四十二年法務省所管予算の内容について、概略をご説明いたしますと、昭和四十二年の予定経費要求額は、六百六十九億二千八百八十四

万一千円でありまして、これを前年度の当初予算額五百九十四億八千五百六十九万九千九百九十九円と比較しますと、七十四億三千六百二十三万九千九百九十九円増額となっております。前年度の補正後予算額六百十億七千七百八十九万九千九百九十九円と比較すると、五十八億四千四百三十三万二千九百九十九円増額となっております。増額の内訳を大別いたしますと、第一は、人件費の四十九億七千四百四十五万九千九百九十九円、第二は、一般事務費の十一億三千五百九十九万八千九百九十九円、第三は、官舎施設費の十三億二千五百八十七万二千九百九十九円、このほかに法務本省第二新館新設附帯設備費が前年度に引き続いて建設省所管に五千三百三十三万三千九百九十九円上されましたが、前年度に比して二億六千九百九十九万七千九百九十九円の減額となっております。

まず、人件費四十九億七千四百四十五万九千九百九十九円の増加であります。これは、昨年九月から実施された人事院勧告の公務員給与ベースの改訂等に伴う所要経費及び昇給原資としての職員俸給等の増額がその大部分でありまして、そのほか、検事、副検事、法務事務官等三百五十名(ただし欠員より振りかえ充当)の増員に必要な経費の増額等が含まれております。

増員につきましては、法務省としましては最も重点を置いたところでありますが、その内容について申し上げますと、

第一に、公判審理の迅速、適正化をはかるため、検事五名が前年度に引き続いて増員となっております。東京ほか主要都市検察庁における公判立会専従体制を確立して、その迅速化に資するためのものであります。

第二に、交通事件処理体制の整備対策の一つとして、業務上過失致死傷事件の増加に対処し事件処理の円滑適正化をはかるため、副検事二十二名が増員となっております。

なお、検事、副検事については、検察事務官の

欠員より振りかえ充当することとなっております。

第三に、法務局において事務官二百名が増員となっております。これは、登記事件が経済規模の拡大に伴い増加し、処理の効率化をもつてしても、職員の仕事負担を著しく増大せしめておりますので、登記事務の迅速、適正化をはかる観点から、前年度の百二名の増員に引き続いて行なわれたものであります。

第四に、刑務所において看守七十八名が増員となっております。これは、近時、いわゆる暴力団関係収容者の増加に伴い所内における衆情が兇悪粗暴化する傾向にありますので、保安警備の充実をはかるためのものであります。

第五に、非行青少年対策のため、前年度の少年院教官等二十五名の増員に引き続いて、本年度も二十五名の増員となっております。

その内容は、1、少年院の教化活動の充実のため教官十五名、2、少年鑑別所観護活動の充実のため教官七名、3、保護観察所の観護機能の充実のための保護観察官三名でありまして、青少年犯罪の防止及び罪を犯した者の健全な社会復帰を強力に推進するためのものであります。

第六に、地方入国管理官署において舟艇要員として入国警備官三名が増員となっております。

第七に、破壊活動調査機能の充実をはかるため、公安調査官十五名が増員となっております。

第八に、人事管理業務充実のため、法務本省に法務事務官一名、翻訳業務充実のため、法務総合研究所国際連合研修協力部に法務事務官一名が、それぞれ増員となっております。

なお、以上ご説明いたしました増員は、いずれも内部組織の凍結欠員の解除の方法により振りかえ充当することとなっております。

次に、一般事務費十一億三千五百万円の増加の内容についてご説明申し上げます。

まず、全般的に申し述べますと、法務行政の充  
実をはかるための経費のほか、職員の執務環境の  
改善及び保護司、人権擁護委員の実費弁償金の単  
価は正並びに矯正収容者の処遇改善等に必要経  
費の増加がなされております。そのうち、おもな  
事項について申し上げます。

第一は、法務行政の充実をはかるために必要な  
経費の増額であります。そのおもなものについ  
て申し上げます。

まず、各組織に共通なものとして、光熱水料の  
実績に伴う不足分として七千二百七十八万二千  
円、賃金の単価は正より千三百四十二万二千円  
各所修繕坪当たり単価は正より四千七百七十七万  
八千円、職員の配置をより適正ならしめるため赴  
任旅費二千四百七十八千円等が増額となっており  
ます。

法務局関係につきましては、登記諸費（すなわ  
ち、法務局、地方方法務局において登記、台帳、供  
託、戸籍等の事務を処理するために要する経費）  
につきまして、登記登録旅費三百七十六万六千円、  
庁費五千四百五十五万一千円、供託金利子五千五  
円、合計一億八百二十五万七千円の増額となつて  
おります。なお、農地被買収者等に対する給付金  
の支給に関する法律に基づいて、法務局、地方方法  
務局が所掌する農地等所有関係証明事務が終了し  
たことに伴う経費一億四百八十七万七千円が減額され  
ましたが、不動産登記簿の尺貫法による表示をメ  
ートル法表示に書きかえるため必要な経費とし  
て、職員旅費一千三百二十七万一千円、庁費（賃  
金等）五千二百五十五万四千円が増額となり、超過勤務  
手当四千四百五十一万四千円を含め合計一億九百九  
十三万四千円が増額となっております。また、登録  
免許税法が、今期国会に提出され、その成立に  
伴う事務処理の適正、充実化をはかるため、登録  
税査察等職員旅費一千二百七十八万七千円、登記  
所窓口設備改善費としての各所修繕費一千二百万  
円、庁費三千三千万円、登録税査定のための登記登録  
旅費八百四十三万三千円が増額となり、超過勤務手  
当三千八百八十七万五千円を含め合計一億一千七百七十

万五千円が増額となっております。  
検察庁関係につきましては、検察費（すなわち  
検察庁において処理する一般刑事事件その他各種  
事件の直接検察活動に要する経費）につきまし  
て、検察旅費三千七百五十三万三千円、庁費三千五百  
二十七万五千円、精神鑑定依頼謝金三百万円の増  
額となっております。

矯正関係につきましては、最近の被収容者の収  
容人員の増加に伴い、一日平均収容人員数が、刑  
務所一千人、少年院百人、少年鑑別所百人、計一  
千二百人増員となっており、それに伴う収容諸経  
費五千一百二十五万三千円の増額、いわゆる暴力  
団関係収容者処遇の適正をはかるための分散拘禁  
護送等旅費七百二十六万五千円、警備用器具等庁  
費八百九十二万五千円、看護人養成経費六百十二  
万四千円が増額となっております。

犯罪者予防更生法等に基づく補導保護につきま  
しては、保護観察を強化するため、補導保護旅費  
百三十四万四千円、庁費四百八十八万四千円が増額となつて  
おります。

訟務関係につきましては、訟務費（すなわち、  
訟務局、法務局、地方方法務局において、国を当事  
者とする民事・行政事件の訴訟事務を処理するた  
めに要する経費）につきまして、諸謝金六十四万  
円、訟務旅費二百五十二万八千円、庁費三十万六  
千円、計三百四十七万四千円が増額となつており  
ます。

人権擁護関係につきましては、人権尊重思想の  
普及及び高揚をはかるため、庁費三百六十万円が  
増額となっております。

入国管理関係につきましては、近時増加する出  
入国審査事務及び在留資格審査事務の適正充実を  
はかるため、港審査等旅費百四十六万四千円、出入国  
審査費三百九十二万九千九百九十九円が増額となつておりま  
す。  
また、派出所をいわき市小名浜港ほか五カ所  
に新設し、迅速適正な処理をはかることとしてお  
ります。  
第二は、刑務所作業費一億四千九百五十三万二

千円の増額であります。これは刑務所被収容者に  
対し作業を行なわせるために必要な経費でありま  
して、原材料費が相当増額されたほか、金属印  
刷等の有用作業を充実するための機械器具の更新  
費、作業附帯経費及び静岡刑務所移転に伴う製紙  
関係機械器具の更新費等が増額となっております。

第三は、職員の執務環境の改善及び人権擁護委  
員、保護司の実費弁償金の単価は正並びに矯正開  
係被収容者の処遇改善等に必要経費の増額であり  
ますが、そのおもなものについて申し上げます  
と、

職員の執務環境の改善につきましては、各組織  
を通じて、委員手当の単価は正二百三十五万  
八千円、非常勤職員手当の単価は正二百五十四万  
七千円、法務局出張所（四人庁以下）の渡し切り  
費につきまして単価は正二百七十六万六千円、矯正  
関係職員特に保安幹部職員及び初任者職員の研修  
の充実費五百六十七万七千円、外国人登録事務委託  
費（都道府県市町村吏員の給与改善費等）一千十  
万二千円が増額となっております。

矯正開係被収容者につきましては、刑務所作業  
費の支給計算基準を一〇〇引き上げるための四  
千九百九十五万三千円が増額となっております。  
被収容者に支給する精神等治療薬品、教育資  
材、少年受刑者学習器具、寒冷地入浴用燃料、  
収容者被服費等の収容経費一千四百六十一万九千  
円、精神医等拒聘謝金百六十八万八千円が増額と  
なっております。

次に、被収容者食糧費であります。米価改訂  
等に伴う主食費の単価は正——米が七・二％、麦  
が四十二円でございますが——により七千八百七  
十七万四千円が増額となっております。また、菜代単  
価を最近の物価の趨勢にかんがみて昨年引き続  
いて是正することとし、被収容者一人一日当たり  
一円四十一銭ないし一円八十五銭増額するため必  
要な経費として、四千三百三十六万一千円が増額  
となっております。

充実をはかり収容者の更生に万全を期するため、  
更生保護委託費について、食事付宿泊費の現行一  
人一日当たり二百七十七円二十五銭を二百五十六円  
六銭に、宿泊費の現行七十五円七十八銭を八十七  
円五十四銭に、また事務費の現行百九十九円五十二銭  
を百十六円九銭に、それぞれ単価の是正が行なわ  
れましたが、対象件数が減少したため、結局六百  
八十五万六千円の増額にとどまっております。

なお、更生保護会補助金の事務費についても、  
現行一人一日当たり二十七円三十八銭から二十九  
円三銭に改訂されております。

また、保護司実費弁償金につきましては、補導  
費の現行単価一件一月当たり最高六百円から最  
低五百円を、最高八百円から最低五百五十円  
に、懸案でありましたケース研究出席実費、環境  
調査調整費につきましても一回単価平均九十円が  
百五十円に是正され、合計一億三千三百八十二万  
三千円の増額となっております。

次に、人権擁護関係につきましては、人権侵犯  
事件調査の強化をはかるため、人権擁護委員実費  
弁償金は年一人当たり三千六百円となり——一〇  
〇の増でございます——総額において二百七十二  
万三千円が増額となっております。

以上が一般事務費の増額となつたおもなもの  
であります。このほか四十二年予算におきまし  
て、本年四月に実施されました地方選挙に対する  
適正な検察を行なうための経費七千七百七十四万二  
千円が新規に計上されております。

次に、管轄施設費であります。検察庁、法務  
局等庁舎の新設費、特に登記所の施設の整備を前  
年度に引き続いて充実するための経費を含めて四  
億三十三万九千九百九十九円、刑務所少年院等収容施設の新  
増設等施設費一億七千九百六十六万一千円、工事量  
増加に伴う附帯事務費その他二百五十七万二千  
円、不動産購入費一千万円、静岡刑務所特別取得  
費七億四千二百万円が増額となっております。  
以上来年度予算の増額の内容について申し上げます。  
次いで、法務省におきましては、昭和四十二年

度予算において、治安対策の充実強化、非行青少年対策、登記事務処理の適正化を主要事項として取りまとめられておりますので、前述しましたところと多少重複いたしますが、これについて簡単にその内容を申し上げます。

第一の治安対策の充実につきましては、前述の検事等九十八名の増員及び従事職員の人件費を含めて七十四億五千三百五十四万円を計上し、前年度に比して六億三千三百四十三万九千円の増額となっております。これにより、組織暴力、公安事犯等に対処して適切な検察権を行使し、矯正施設被収容者の衆情の安定並びに精神障害者の治療をはかり、不法出入国者の取り締まり体制を充実し、破壊活動調査機能を充実して、法秩序の確立に万全を期したいと考えております。

その増額分について申し上げますと、まず、検察庁関係として、十二億四千八百七十五万五千円を計上しておりますが、公判審理の迅速化をはかるための検事五名の増員のほか、直接検察活動に必要な検察費一千三百一十九万九千円の増額分が含まれております。

次に、矯正関係として三十二億四千六百五十三万円を計上しておりますが、刑務所の保安警備の充実をはかるための看守七十八名の増員のほか、暴力団関係被収容者の分散拘禁旅費、警備用器具整備経費、刑務所保安看守の自庁研修経費等一千五百一十二万二千円、精神障害被収容者の治療、収容経費四千五百五十七万八千円等が増額となっております。

次に、入国管理関係として八千八百六十五万八千円を計上しておりますが、調査活動費五十万円、護送収容送還費二百七十七万円が増額となっております。

次に、公安調査庁関係として二十八億六千九百五十九万七千円を計上しておりますが、公安調査官十五名の増員のほか、調査活動費四千二百万円が増額分が含まれております。

第二に、非行青少年対策であります。前述の少年院教官等二十五名の増員及び従事職員の人件

費並びに収容総経費を含めて百億千六百三十三万二千円を計上し、前年度に比して十一億三百二十五万円の増額となっております。これにより、粗暴化、低年齢化している青少年犯罪に対処する検察体制の充実をはかり、少年院、少年鑑別所の機能を人的、物的に整備し、同時に青少年に対する保護観察機能を強化して、罪を犯した者の更生、再犯の防止をはかりたい所存であります。

その増額分について申し上げますと、まず、検察庁関係として四十二億四千二百九万九千円を計上しておりますが、検察取り締まり経費二千四百四十八万五千円の増額分が含まれております。

次に、少年院関係として二十六億二千二百二十八万六千円を計上しておりますが、少年院教官十五名の増員のほか、収容少年教育方針の適正充実をはかるための図書購入等経費百六十九万九千円、医療薬品、寒冷地燃料、菜代等収容経費三千五百五十五万五千円の増額分が含まれております。

次に、少年鑑別所関係として十一億三千七百八十万五千円を計上しておりますが、観護教育七名の増員のほか、審判少年の護送旅費、食糧費等収容経費一千五百五十九万九千円の増額分が含まれております。

次に、保護関係として二十億一千五百十五万円を計上しておりますが、保護観察官三名の増員のほか、前述の補導援護経費、すなわち、更生保護会委託費、保護司実費弁償金等についてそれぞれ単価の是正等が行なわれたことに伴う一億一千二百七十四万三千円の増額分が含まれております。

第三に、登記事務処理の適正化であります。前述の事務官二百名の増員及び従事職員の人件費を含めて六十七億八千六百三十八万六千円を計上し、前年度に比して八億七千六百三十二万五千円の増額となっております。これにより、経済規模の拡大、公共事業の活発化に伴う登記事件の増加に対処して、処理の適正、迅速化に一そうの改善をはかりたい所存であります。その増額のおもなものは、増員を含む人件費のほか、前述の登記事務

処理経費、メートル法書きかえ、登録税徴収事務処理経費等二億八千八百九十四万四千円であり、以上で法務省所管歳出予算について御説明いたしました。終わりに、当省主管歳入予算について、一言御説明いたします。

昭和四十二年法務省主管歳入予算額は三百十五億八千六百九十四万四千円でありまして、前年度当初予算額三百七億五千八百五十八万三千円と比較しますと、八億二千三百三十一万一千円の増額となっております。

これは、過去の実績等を基礎として算出されたものでありまして、その増額のおもなものは、罰金及び科料と、刑務作業収入であります。以上をもつて、法務省関係昭和四十二年予算についての説明を終わります。

○委員長(浅井亨君) 岩野経理局長。  
○最高裁判所長官代理人(岩野徹君) 昭和四十二年度裁判所所管要求額について、御説明申し上げます。

第一は、昭和四十二年度裁判所所管予定経費要求額の総額は三百四十八億四千五百四十六万三千円でありまして、これを前年度予算額三百三十九億五千四百三十三万六千円に比較いたしますと、差し引き二十八億九千五百二十七万七千円の増加となっております。

この増加額の内訳を大別して申し上げますと、人件費が十六億九千三百七十一万三千円、営繕費が九億三千六百二十二万一千円、裁判費が一億三千二百九十四万五千円、その他司法行政事務を行なうために必要な旅費、庁費等が一億三千七百七十四万八千円でありまして、

第二に、昭和四十二年度予定経費要求額のうちおもな事項について、御説明申し上げます。まず、訴訟の迅速適正化に必要な経費でありまして、借地法等の一部を改正する法律が昭和四十二年六月一日から施行されますが、これにより多数の新たな事件の起ることが予想されるところであり、これを適正に処理するため、判事四人、簡

易裁判所判事三人、裁判所書記官十二人、裁判所事務官六人の増員に要する人件費として一千七百五十五万四千円、地方裁判所における工業所有権関係事件、租税事件を迅速に処理するため、地方裁判所調査官四人の増員に要する人件費として三百七十三万二千円、合計二千二百二十八万六千円が計上されました。

次が強制執行の機構の確立に必要な経費であり、新執行官法の趣旨に即した強制執行の機構を確立するために必要な経費として、歳入歳出外現金出納官吏補助職員たる裁判所事務官二十人の増員に要する人件費四百九十三万八千円、執行官の研修に要する経費七十四万七千円、合計五百六十八万五千円が計上されました。

次に、家庭裁判所の充実強化に必要な経費といまして、所長専任庁の増設に要する経費百二万円、家庭裁判所調査官の五人の増員に要する人件費二百七十四万五千円、合計三百七十六万六千円が計上されました。

人事管理体制の確立に必要な経費であります。これは家裁首席書記官三十六人、地家裁事務局次長十二人、課長補佐四十一人の組みかえが認められ、司法行政管理研究会に要する経費として、九十九万四千円が計上されております。

第五が、営繕に必要な経費であります。裁判所庁舎の継続工事十七庁舎、新規工事十七庁舎の新営工事費として二十五億六千六百八十四万三千円、執務体制確立(宅調廃止)に伴う施設の整備に要する経費として二億五千四百六十九万九千円、その他庁舎の増築補修等の施設の整備に要する経費として、二億六千二百八十六万六千円、最高裁判所庁舎新営に伴う敷地買収のための不動産購入費等及び換地清算金といしまして八億四千五百二十九万四千円、最高裁判所新営庁舎設計の公募に要する経費を含む営繕事務費として八千三百三十三万八千円、合計四十億一千二百五十五万六千円が計上されております。

また、このほかに、最高裁判所庁舎敷地取得のため、七億円を限り、昭和四十三年度において国

庫の負担となる契約を、昭和四十二年に結ぶことが認められました。

六番目は、裁判に必要な経費であります。これは、裁判に直接必要な経費でありまして、国選弁護人の報酬、証人調停委員等の日当、その他裁判に直接必要な旅費、庁費等といたしまして二十三億四千四百七十七万七千七百七十七円が計上されております。

なお、この経費には、国選弁護人の報酬を、約一〇兆増額するに必要な経費として二千九百七十四万円、調停委員等の日当を現行九百円から千円に増額するに必要な経費として三千五百七十一万六千円、証人等の日当を現行の予算上の積算準備五百円を五百五十円に増額するに必要な経費として三百三十五万二千円、計六千八百八十八万八千円が含まれております。

以上が昭和四十二年度裁判所所管予定経費要求額の概要でございます。

○委員長(淺井亨君) 安原秘書課長。

○説明員(安原美穂君) 法務省関係の当第五十五回国会提出予定法案について簡単に御説明申し上げます。

すでにお手元に差し上げてあります予定法案の表の順序に従いまして御説明申し上げたいと思っております。

※印は予算関係の法案でございます。それは二件でございます。△印は、予算関係の法案でございます。法務省関係あるいは裁判所関係の予算には入っておりません。総理府の関係予算に入っている恩給関係でございます。その他の四件は、予算関係法案でございます。

さて、第一番目は、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案でございます。これは新たに地方裁判所及び簡易裁判所において取り扱うことになり、また借地関係事件の適正迅速な処理をはかるというようなことを主とした理由といたしまして裁判官判事の員数を四人、簡易裁判所判事三人、補助職員である裁判官以外の裁判所の職員員数を四十七人増加しようとするものであります。

それから、この裁判所職員定員法の一部改正案は、すでに国会に提出されておりましたが、目下衆議院の法務委員会におきまして審議中でございます。

続きまして、法務省設置法の一部を改正する法律案でございます。要旨にも書いてございます。ように、最近の少年犯罪の傾向にかんがみまして、栃木県の塩谷郡喜連川町に少年院を新設いたしますとともに、神戸の再度山学院を廃止しようというのが、改正の第一点でございます。続きまして第二点は、秋田市、いわき市、七尾市、小松島市、大分市及び日向市に国選管理事務所の出張所を置くこと、このが主要な改正点であります。

第二点の、秋田市には秋田港、いわき市には小名浜港、七尾市には七尾港、小松島市には小松島港、大分市には大分港、日向市には細島港という港がございまして、最近これらの港の出入国者数が逐次増加してまいりましたので、これらの港の出入国管理業務を円滑に行なう必要上、出張所を設ける必要があるでございます。これは衆議院の内閣委員会に付託になりまして、ただいま審議中であります。

第三番目は、旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案でございます。これは一般の公務員の恩給の増額に伴いまして、すでに退職いたしました執行吏の受ける恩給額——執達吏規則に基づく恩給の年額を、一般公務員の恩給の増額にスライドいたしまして増額しようとするものであります。これもすでに衆議院の法務委員会審議中であります。

続きまして、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案でございます。市町村の廃置分合等に伴いまして、若干の簡易裁判所で、吉原、布施、平、簡易裁判所の名称を、それぞれ富士、東大阪、いわきというように名称を変更すること。第二に、尾道、福山、平、福島、富岡の簡易裁判所の管轄区域が、一つの市が二つの簡易裁判所にまたがっているという点を改正しようとするものであり、第三に、下級裁判所の市町村の廃置分合に伴いまして管轄

区域の市町村の名称が変わっておりますので、これを整理しようとするものでございます。これはまだ国会に提出されておられません。近く提出し、当参議院において先議をお願いしたいというふうに考えておる法案でございます。

次は、会社更生法等の一部を改正する法律案でございます。会社更生事件の最近の実情にかんがみまして、会社更生手続の円滑な遂行をはかるため緊急に改正を要すると認められる事項につきまして所要の改正を行なうものでございまして、第一番の柱といたしましては、中小企業者の債権の保護その他各種の権利者の利害の調整をはかることとするのが改正の主要な柱でございます。たとえば更生手続が開始されますと共益債権以外のもので、更生手続が開始される認可に至るまでたな上げにされることから、御承知のとおり、更生会社への依存度の高い中小企業者の下請業者等は大きな影響を受けまして、いわゆる連鎖倒産におちいりおそれがありますので、中小企業者の債権につきましまして、共益債権と同様に、更生計画、すなわち弁済計画を裁判所の認可する前でも裁判所の許可を得て随時弁済の先払いができるというようにしようとする等、関係各種の権利者の利害の調整をはかることを一つの柱とする。第二の柱といたしまして更生手続の乱用を防止しようとするものであります。たとえば保全処分——更生手続の開始の申し立てをい

たしますと、直ちに裁判所に申し立てをした者が保全処分を求めますと、財産の処分が更生計画開始前におきましても禁止されるようになりまして、それを一つの金科玉条といたしまして債権者に対して話し合いをつけてしまい、その後申し立てを取り下げるといふような悪用される傾向がございまして、裁判所の許可を得なければ更生手続の開始の申し立てをした後は取り下げられないということにしたいというふうに、更生手続の乱用防止の対策を一つの柱といたします。第三番目に、裁判所の補助機関の強化という意味におきまして、調査員制度というものを更生手続の開始

の前後を問わずいつでも裁判所が利用して、企業の診断役として利用できるというようにしたいというの、改正の大きな柱の第三点でございます。以上でございます。改正の内容は全文百条をこえる大きな改正でございますが、最近におきまして法制審議会の各答を得ましたために、いまだに提出されておられません。近く国会に提出される予定になっております。

それから次は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案でございます。この表にも書いてございますように、全国に司法書士会というものは連合会を含めまして五十、土地家屋調査士会も同じく五十ございまして、これがいまのところ人格なき社団といたしまして法人格を持っておりませんが、最近これらの書士会あるいは調査士会がそれ自体の財産を保有するようになる状況に立ち至りましたので、これに法人格を与えることによりて権利義務関係を明らかにしようとするのを主要な内容とする改正でございます。すでに当参議院に先議としてお願いを申し上げておる法案でございます。

最後は、すでに二回にわたりまして当国会に提出いたしました刑法の一部を改正する法律案でございます。最近の交通事情にかんがみまして、併合罪の規定を整備し、業務上過失致死傷の罪に対する刑の引き上げをはかりたいと思っております。すでに国会には提出されておりましたが、まだ審議が始まっておりませんが、説明といたしまして、以上、簡単に申し上げますが、説明といたしまして後日に譲りたいと思っております。

○委員長(淺井亨君) 本件に対する質疑は、これを後日に譲りたいと思っております。

○委員長(淺井亨君) 次に、ベトナム人留学生問題等に関する件について質疑を行ないたいと思っております。稲葉君。

れの退去強制が出てから、日本の大学でもっと勉強させてあげたいという運動が日本の国内の中で非常に多く盛り上がりお尋ねさせていただきますが、これに閣連をお尋ねします。ただ問題がありまますから、あまりこまかく聞くこともかえってと思いたいです、その点は私のほうも考えまして質問をしたいと思います。できるだけ前向きな形で御答弁をお願いしたいわけですが、最初に、現在どういようになっているかという経過を含めた点を、要点をちよっとお聞かせ願いたいと思いたいます。

○政府委員(中川進君) お答えいたします。このブー・タト・タンという学生は、御承知のごとく、昭和三十六年に日本へ参ったものでございまして、昨年の四月から旅券の有効期限が切れまして、そうしてまあ不法滞在ということになっておる現状でございます。しかしながら、入国の動機、それからその滞在の理由ということにかんがみまして、入国管理局といたしましては、これに対する違反手続と申しますか、退去強制手続と申しますか、これをゆくりいたしまして、事実上ことしの春まで、旅券の有効期限が切れておるにかかわらず、その滞在を黙認と申しますか、認めてまいりました。そうして、ことしの春になりまして退去強制令書というものを交付いたしました。ただいま種々の情勢上、その執行を見合まして、仮放免という地位を与えておる状況でございます。

○稲葉誠一君 ことしの五月四日ですか、東大の大河内総長が法務大臣に会ってですね、この学生の在留許可の延長についての要請があったということなんです、この点は、どういようお話がございまして、それに対して法務大臣としてどういようふうなお答えというか、お考えであつたらうか、お聞かせ願いたいと思いたいます。

○國務大臣(田中伊三次君) いまお示しのように入東大の総長がおたずねをくだされて、たいへんこのブー・タト・タン君はよくできる——よく

できるといっても、珍しくよくできるりっぱな青年である、これを引き続いて日本国で勉強したい、文部省の国費留学生としての本務は終わっているものでありますけれども、あらためてひとつ引き続き東大においで勉強したい、日本国に滞在できるように何とか苦心をしてもらえまいかということが、たいへん国境を越えた、また学問を愛好し、師弟を思ふ切々のお話でございます。私もその総長先生のおことばにたいへん打たれまして、最善を尽くししよう。ただいま先生お話しのごとくに、やりようによりましては、内政干渉だとか何とか、逆にベトナム当局からおしかりを受けるようなことがないとも言えない事案でございます。そこで、十分な慎重な態度で、誠意を持ってひとつこの問題に当たりたいというところで、喜処をいたしますと、熱意を持って善処をいたしますと、こういうことをお約束を申し上げたのでございます。そうして、そういうお約束をして——どうしたのかということをお聞きをいただいておりますから、ありのままに申し上げますと、これはベトナム当局が発付をいたしました、発券いたしましたパスポートが期限が切れておるという事情でございます。そこで、この学生をお預かりしております日本の各界の人々の意向をいれて旅券の延長をしてくれる——形式的には新しく旅券を出してくれるということになるのであります。旅券の延長を考えてくださるということができれば、日本ではこれに対してビザを出せる——出すとも出さぬともきめておるわけではございませんが、これは積極的に好意を持ってこれに対して何とでもしようという誠意を持った腹はできておるわけです。ただ、本人の母国である南ベトナムのほうでこれをやってくれませんか、手のつけようがない、強制送還をする以外に道がないのでございます。先ほど局長から御報告申し上げましたように、すでに昨年から一年間延長延長のままで今日に至っておるという事情でございます。そこで、どういよう方法を講じてこのベトナム当局に何とかしてやっ

てくれないかということをお尋ねかという問題でございます。これが行き過ぎますと内政干渉じゃないかというところが起こってこようかと存じます。そういうことの起こらないように、たいへん遠慮しながら、何とかなるまいかということとを、よその国のことを日本が言うわけでございますから、たいへん言いたくないことでございます。委員が、目下その努力を内々いたしております。委員会でも申し上げたいのでございますが、そういう努力をいたしておる最中でございます。そういう事情でございます。

○稲葉誠一君 それは私も、外交の問題になるし、あまりあれすると内政の干渉になりまして、かえって結果として逆になる場合もあるということとは考えなければならぬ。これは私もよくわかるのですが、また反面、日本にいる留学生の全体の日本に対する信頼といえますか、こういうこと等の問題も十分考えなければならぬと思うので、そこで、結局のところいま努力をしておるという、この内容などについて私はいまここで聞くというところはちよっと差し控えたいと思うので、それはそう思いますけれども、その努力をしておる段階においては、これは大臣としてできることは、いわゆる強制退去令状が出ていますけれども、この執行はしないと、こういう程度のこととは、これは当然言われても、私は問題ないのじゃないかと、こう思うのですが、この点はどういようか。

○國務大臣(田中伊三次君) これも申し上げたいのでございますが、目標を定めて腹の努力をいたしておる最中でございますので、その努力の結果があるかあがらぬか、結果が出ますまでの間は、現状のままで好意を持った措置を続けたい、こういうふうにお考えしております。

○稲葉誠一君 これは、ここまで聞くのはちよっといかどうかあれですけども、何かベトナム政府が、ブー・タト・タン君の日本におきまする行動といえますか、それに対して、どこからどう

いよう話があったのかわかりませんが、誤解を多分にしているところがあるのじゃないかと、こう私どもは聞かれますが、この点は法務省なりあるいは外務省なりがどういようふうにお考えなのか、その点について。

○政府委員(中川進君) ただいまの点でございますが、先ほど来大臣御答弁のごとく、日本の政府といたしましては、何と申しますか、押しつけがましき理由を追究するといものいかがかと思いたいます、非公式に私どもが、たとえば東京におります先方の大使館員等に尋ねておりましたところでは、一切不明であるということで、残念ながら私どもも得心のいく回答は得られておりません。

○稲葉誠一君 その得心のいく回答が得られていないといふ返事ですが、私はその内容といものは大体わかると思いたいますから、だから、それがどうだとか——率直に言えば、ことしの二月に外務省あてに文書も来ているわけですね。そこら辺のことともわかってはいますけれども、そこまでのものもかえってと思いたいますから遠慮しますけれども、やはり誤解が相当あるように考えられるわけですね。何か街頭デモをしたということが一つのあれになっているらしいようにも聞かれますけれども、街頭デモといふのも、何も本人が中心となつてやつたというわけでも決してないわけですね。それで、北爆を開始した時期ということが多少あるかもわかりませんが、それ自身の反対とかなんとかいふことを言っているわけでもない、戦争を早くやめてほしいといふことは言っておられますけれども、ですから、そういうことをとらえて帰国命令を出したといふようなところ、何か大きな行き違ひなり誤解があったといふふうにも考えられるのです。いまの得心のいかなといふことからは、そこら辺のところを中心として目下努力を内々しておられるといふのですから、その努力を期待をして、それが実を結ぶように私どもも期待するわけです。そこで、とはいふものの、現実にはいまのような段階で、仮放免——

カ月切りかえです。一カ月切りかえで、毎月東京入管(出頭するわけですね。呼ばれる。これでは落ち着いて勉強できないわけですね。いっとうなるのかわからないのだという事で、これではちっとも落ち着かないですね。ですから、もっと本人が落ち着いて勉強できるように、日本の政府なり国民というものの友情というか、そういうようなものを十分信頼できるように、何か仮放免の一カ月ごとの切りかえにしても、そこら辺のところをもう少しはかる方法はないわけですか。ただ特別に留許可を出しておいて、そうしてやってもいいのじゃないですか、そこら辺のところどうですか。事実的に特在は出せないけれども、特在を出したと同じようにしたいとまでは言えないかもわからないけれども、それに近いようなところで、もっと安心をしてやれるようにしてあげてほしいと、こう思うのですがね。

○政府委員(中川進君) ただいまの稲葉先生のお説ももっともでございますが、私もといたしましては、やはりここに二つの問題があると思うのでございますが、まず第一番に、先生すでに御存じのごとく、本人はスエーデンに勉強したいということで、スエーデンのスカラシップに申し込みをしております。この結果が、私どもの承知いたしますところでは、今月の下旬には判明するであろうと言われております。したがって、現状の仮放免の期限は五月二十九日午前十一時までということになっておるわけでございますが、それまでには何とかスエーデンの話がきまるのではないかと、これが一つでございます。

それからもう一つは、ただいま大臣からも申し上げましたごとく、本国政府が、本人に対する誤解があるとかないとか、あるいは考えを変えまして、何かできれば旅券を出してくれないかという、その内々の、何と申しますか、工作が一体実を結ぶものであるかどうか、その結果を見届けたということがあるのか、その結果を伺います。このスエーデンの問題と、本国政府の旅券発給に対する態度の問題と、この二つの問題が五月の末になれ

ば、おそらく見込みがつくのじゃないか、それがございませう。五月の末に見込みがつかなければ、先ほどちょっと申されました、この仮放免の期間は一カ月でございますから、さらにもう一回延長いたしまして、六月二十八日まで延ばしておきますと、まあ何とか見当がいずれにしろつくだのじやないかという考えでございますが、その場合におきまして、その場合の事情に照らしまして善処したいと、こう考えておる次第でございます。

○稲葉誠一君 まあ大臣なり入管局長から非常に好意的な答弁があったわけですから、それを私も信頼をするし、これは東京大学の総長以下たくさんの大学の人も、一般の日本の国民の人も、せっかく東京大学へ入って、それから大学院まで入って非常に一生懸命勉強しておるわけですから、これは計量統計学という学問で、ベトナムではあまりまだ発展しておらない。それが帰ってからは十分ベトナムのために役に立ちたいということをおっしゃるわけですね。本人の書いたものを読ませておるわけですね。本人の書いたものを読ませると、本人は兵隊に行くのがいやで日本を勉強を続けたいのじゃないかと、こう言っておるわけですね。そういうのであって、やっぱり自分の勉強を成就させることがほんとうに愛国心のある行為だと、こう思うのだと、こういうようなことを言っておるわけですね。これにやはり、日本にいるたくさんの留学生や、その関係のいるんな国々の人たちとか、いろんな方面の方々が非常に注視をされておる事件ですね。ですから、ぜひこの人が、せっかく入った東京大学で十分な勉強ができて、それが大学院の終わるまでおつて、そして向こうへ帰るといふことになれば、これは本人も非常に喜ぶでしょうし、日本とベトナムなりあるいは日本とアジアの関係全体で非常にいい結果が生まれるわけですね。そういうことから考えまして、東京大学の大学院にいま入っておるわけですがね。これはとにかく卒業するまでは何とか本人を日本に滞在させてやりたいという方向でひとつ努力を願いたい、こう思うのでございませう。

とに對するひとつは法務大臣としてのお考えというか、答弁をぜひひとつお願いしたいと思うのでございませう。

○國務大臣(田中伊三次君) そういう方向に向かつて心から努力をしてみたいと思つておる。稲葉誠一君 この問題については、こまかい経緯なども多少聞きたいと思つておる。しかし、いま大臣からそういう答弁があった以上、私はそれを信頼しておりますから、この質問は本来もつとやるべきかもしれないけれども、この程度で一応終ります。そしてこれからの成り行きが非常にうまくいくように努力を願いたい。私もそういう方向でこれからのいろんな方面で努力をしたいと、こういうふうに考えます。

そこで、一応終りにしておきますが、別の問題になるのですが、この前、平新艇が北朝鮮から日本に入ってきたときに、すぐ韓国に行かされたね、非常に早く。ああいう問題に対する一つは、何と申しますか、原則があつて、それに基づいて韓国に行かされたのだと、こう思うのですがね。これはどういう経過でああいうふうによく韓国のほうにやつたわけですか。

○政府委員(中川進君) 平新艇の事件が起こりましたのは、先生御承知のとおり、私もまだ着任前のことでございませうが、あのときの経緯は、要するに各人の希望に基づいてやるということが、日本の、何と申しますか、内政、外交、ことに治安の維持その他いろんな方面から判断いたしました適当であるという判断に基づいてなされた措置だと、そう承知しております。

○稲葉誠一君 それは、北朝鮮から来た者を、韓国へ亡命したいというので、韓国へ亡命させるといふことが日本の利益の問題と、あるいは治安維持の問題からそういうふうにしたのだといふことをいま言われたわけですがね、これは非常に正直な答弁だと、こう思うのですがね。そこにやはりおのずから原則があるわけですよ。本人の意思の問題とか、それから北から来た経緯だとか、もとの国へ帰った場合にどういふ被害を受け

るとか、大体大きく分けて三つの原則といふわけですね。いまのあなたの言われる、治安維持の問題が北朝鮮から来たのを早く韓国へ帰したという答弁は、これは非常にいい答弁だと思つておるけれども、正直な答弁だと思つておる。これはあつて問題を起こしますよ。少し正直過ぎるのではないかと、それはいいですよ、それがほんとうかもしれないから。その場合は非常に早くして金東希の場合はいつごろから入っておりますか。ずいぶん長いですね。この前の委員会でも、私じゃなくて、亀田さんが、質問をしたときに、三つの点について法務大臣はあげて、たとえば意思確認が途中で変わったことがあるとか、いろいろ言っておられましたね。その後ずいぶんたつておりますが、早く北に帰りたいということに本人が意思表明をしているのですから、なぜそれを実現させないのか、その点どうですか。

○國務大臣(田中伊三次君) これに御説のごとく、だいぶ時間がたち過ぎております。平新艇の事案と比べますと、よほど長期にわたつておるわけでございますが、まず第一に本人の意思でございますが、本人の意思は何度も面会に行つた者に、も声明しているのじゃないかとおつたことは、一応、そういうふうに見えるのでありますが、本人の意思も、日本国にいたいというのがほんとうなのか、それとも北朝鮮に行きたいということがほんとうなのか、これがはっきりせぬところがございませう。

それからもう一点は、一体韓国を脱走いたしましたときの真相は、政治犯罪を犯しているのかどうか、あるいは、政治犯罪でなしに、政治亡命と国際法的に見られる事情で亡命したのかどうか、こういう政治犯罪なりや亡命者なりやという点についての認定をする資料を韓国側との間に往復しているわけでございますが、韓国側の言い分どおりを信用してよろしいければ、すぐ判断できるものであります。判断の責任は日本国にあるわけでございます。しかしながら、そういう簡単な

処置を国際人権に関する問題でということとは良識が許しませんが、何れも韓国政府側にその脱走当時の事情というものについて照会をし、時間が意外にかかっているということをごさいます。

それからもう一点は、これをかりに——かりの話であります、かりの場合も考えておかなければなりませんので、かりに南鮮のほうに、韓国にこれを送還するということにいたしました場合に、生命身体にどの程度の危険があるか、韓国政府はどういう処置をする考えであるのか、これも十分に考えてやりませんか、身の振り方をきめさせるわけにいきませんか、そういう三点で日本国側の腹をきめるのに時間がかかっている、こういうのが真相でございます。

○稲葉誠一君 それもなかなか議論のあるところですね。本人の意思がはっきりしないというのですが、これは何回も確認してはっきりしているし、私のところへも手紙をよこしましたが、はっきりしているのです。これは最初のときにちよっとある程度のことがあったかも知れませんが、これはいろいろの人が行って、面会させて、いろいろのことを言わせるから、あるいはそういうふうにならざるを得ないかと思っておりますが、入管側は入手するのではないかと思っておりますが、本人の意思ははっきりしているのではないかとお思います。最終的な意思の確認とか、これはやればできるではありませんか。何回も言っているわけなんです、こういうように議論を持っていくのはばくは筋が違ふと思ひますが、もう一つの第二の問題ですね。これも韓国からのいろいろな回答が来たということを言います。その回答を聞くのは省略します。聞きませんが、政治犯罪なりや政治亡命なりやというところが、あれですか、本人の意思よりも優先をして、その結果に大きな作用をするわけですか。そのところ、どういふわけですか。政治犯罪なりや政治亡命なりや、そこをどういふふうにご解釈するのですか。

○國務大臣(田中伊三次君) 政治犯罪なりや政治亡命者なりやということの判断、先ほどちょっと申し上げますと、本人の意思は、この三つの点から申しますと、わりあい、先生のお説のとおり、最近はずきりして、最初言ったこととは違ひますけれども、最近言っておることは一貫しておるようで見える。これはわりあいはっきりしておる。ところが、その本人の意思だけを尊重して日本国がこれをきめていくというわけにまいりませんので、先ほどから申します他の二つの点についての真相を推察するということがなければなりません。それとあわせて、この三つの点も——主として三つでございますが、こまかい点もあろうかと思ひますが、その主として三つの点を総合いたしました日本国が判断を与える、こういうことになりまして、全体がそろわないと最終的判断ができませんという事情でございます。

○稲葉誠一君 それはわかるのですが、私の聞くのは、政治犯罪だということと政治亡命だということとで、それで本人の処遇について違ひが出てくると、こういうふうに言われるものですか、それと政治亡命だということと政治亡命だということとはどういふふうにかかっているかとお聞きしているわけですか。

○國務大臣(田中伊三次君) 政治犯罪、政治亡命ということの解釈のような話になっていへん恐縮でございますが、この政治犯罪と言います場合には、具体的に申しますと、たとえば革命であるとか、あるいはクーデターであるとか、あるいは国権の転覆であるとかいふような犯罪を犯したり、あるいは犯そうとこれを企てたような事情があつて脱走したということになると、これにはまるわけでございます。それから政治亡命と申しますのは、そういうことでなくとも、そういう政治的秩序の破壊ということをしたのではないけれども、たいへん範囲が広いのであります、政治的に見てどうもその人が自国の、本国の保護を受けたい事情があるとか、あるいは受けることを好まぬとかいふ事情がありまして、現に国外にお

るいは受けにくい事情に置かれておる政治的事実、こういう場合に、これを亡命と國際法は言うておるようになつておる。そういう点については、はたして両者のいづれに属するかということの認定をする資料がまだそろいかねておる、こういう事情でございます。

○稲葉誠一君 だから、政治犯罪に属するか政治亡命に属するかということによつて、日本へ来た外国人がほかの国への亡命を希望した場合に、取り扱ひが違ふのか違ふのかといふのです。大臣のお話を聞くと、違ふように聞かれます。そこら辺のところがよくわからないのです。政治的犯罪を犯した場合に、何か犯罪人引き渡し条約でもあつて、本国が引き渡しを要求すれば、引き渡さなければならぬといふふうにも聞かれます、そこら辺わからない。あなたが政治的亡命と政治犯罪を区別されたようですから、それによつてその人の処遇が左右されるのかどうかということをお聞きして。

○國務大臣(田中伊三次君) 政治犯罪を犯してきているという場合と、政治亡命であるという場合は、これは國際法上の取り扱ひとしましては、政治犯罪であるという場合と、政治亡命であるという場合は、具体的な違ひはないと思ひます。その場合と、政治犯罪の場合も、いわゆる政治犯罪の場合と相対的的政治犯罪だと言われるような場合が区別してありますけれども、いづれもこの場合はたいてい区別に差がない。差がないのでありますけれども、本国に送還するか、本人の意思を尊重するかということ、やはりどのケースで本人が脱走してきたのかということ調べてやりましても、本人の意思とあわせて日本国がこれを判断するといふことができないのであります、そういう趣旨から、特に区別をして、この場合であると帰さなくてもいい、この場合は帰さなければならぬといふ、判然とした区別が國際法的にあるわけではございませんけれども、脱走の態様といふものをあわせて見るといふと、いわゆる一般の政

治犯罪で出てきた者か、それとも相対的な政治犯罪で出てきた者か、それとも亡命で出てきた者かといふことの状態を押えまさんと、本人の意思と並んで判断する材料にならぬ、こういう意味から、先ほどからのお尋ねに對して申し上げておるわけでありませぬ。

○稲葉誠一君 どうもよくわからないですね。法学博士の答弁なんだが、変だな。あなたのお話を聞いておりますと、政治的犯罪の場合は亡命を認めないようにも受け取れるし、政治的亡命ならば三つの条件として認めてもいいようにも聞かれますが、それで念を押して聞きますと、区別しなくてもいいようにも聞かれますし、わからなくなつて来た。

○國務大臣(田中伊三次君) 政治犯罪の場合には、これは本国に帰すことができない、これが國際法上の取り扱ひでございます。ところが、政治亡命の場合であるといふと、場合によつては帰すことがあり得る、こういうことが幾らかそれに含まれておるかと思ひます。幾らかさういふ意味の場合もある。帰す場合もあるのだ、絶対に帰さないのだといふものでもなからう。しかし、總じて、それでは政治犯罪の場合においては絶対に帰さないかといふと、これは確たる國際法として原則が確立しているといふふうには現在言えないですね。国の取り扱ひによつて、幾らかそれを左右するような取り扱ひをしていられる。國際法の原則としてさだかに確立しているとはいへないに言えない事情にある。しかし、概して申し上げれば、政治犯罪の場合は帰さない、帰してやれない、亡命の場合においては場合によつては帰すこともあり得る、こういうふうなお尋ねの趣旨に答えていたしました。そういうふうなことが言えるのであります。

○稲葉誠一君 それじゃあ、あれですね、よその国に行きたかつたら政治犯罪を犯したほうがいいですね。そのほうが帰さうと思つても帰さないのだから、政治犯罪を犯したほうがいいですね、そういうことになつてくるのですか。どうもそこら

辺の議論がちょっとわかりませんが、政治犯罪だということになれば、その本国では、帰せば非常に迫害を受けるか、生命身体に非常に大きな危害が加えられるということになってくれば、いま言った三つのうちの第三のほうに關係してくるのであって、どうもわからないのですが。そうすると、何を韓国に対して調べるわけですか。政治犯罪なりや政治亡命なりや、あるいは、その二つ以外の何かであるか、これは問題ですね、そういう点は、しかし、韓国からどういう回答が来たか、これは聞きませんけれども、本人が日本に来た状況から見てそれはわかるのじゃないですね。なおかつ、それだけでは足りないから、確たるものがほしいということになっておるわけですね。いずれにしても、これは非常に長いですね。だから、前に何か局長が言われたのは、国益の問題とか、治安の維持からこれは早く帰しちゃうたのだというのを言われた。国益の問題とか治安の維持から帰さないほうがいいからあそこにとめておくのだという逆な議論も、へ理屈も少しぬけれども出てくるわけですね。国益の問題とか治安の維持というところも一つの問題かもしれないけれども、それをあまり考えたのでは、基本的な問題からどんどんはずれてしまうんですね。やはり基本的には、ほんとうに本人の意思とか人権の問題とか、それにプラスするその国の国益の問題もあるかもしれないけれども、いずれにいたしましてもこの金東希の問題は、本人が北へ帰りたいということをおっしゃる。常識的に見ても、これはだれにでも政治亡命的なことは考えられる。それから韓国へ送還されれば生命身体にこれは反其法なり国防保安法なり何なりで危害が加えられるということは考えられるということですから、これはやはり早急に、本人の意思を尊重して、北へ帰すなら帰してやるということが、これはばくは国際法的なためであらうけれども正しいと思う。何か韓国政府から文句でも言われて、それであそこへとめておいて帰さないのじゃないかというふうな印象を与えるわけですよ。こいつは

まずいと思うんです。それで、いま言った三点がはっきりするまで——はっきりしない段階においては韓国へ帰す、いまの段階においてはですね、そういうことはないわけですね。一、二、三の段階がはっきりしない段階において韓国へ帰すことはあり得ない、この点はどうですか。

○國務大臣(田中伊三次君) そういふことはございませぬ。ございませぬが、私の言うことがたいへんははっきりせぬよう恐縮しておりますが……

○稲葉誠一君 いやこっちの聞き違いかもわかりませぬ。

○國務大臣(田中伊三次君) いえ、私の言うところもはっきりしないところがあるかもしれませんが、政治犯罪という、先ほど例をあげて申し上げましたように、政府の転覆とか、革命とか、クーデターとか、えらいことですね。そういうえらいことをやると、あるいはやったことならはっきりするんですが、あるいはやろうと企てたおつたなどという事態が出てきたものであるとすると、帰さないのが原則でございますが、また事実帰さない。帰したら重大問題になってしまうので、身体に影響がありますから。ところが、一方の政治亡命もそれと似たようなことあるんでしようが、一部においては、帰してもいいという場合には、政治犯罪は犯していないんですからね。そこで、単なる政治亡命で、母国がきらいだ、母国の世話にはなりたくない、世話になる意思はない、こういう場合をいうのでありますから、そういう場合においては、本人の意思いかんによつては——脱走はしてきておりますけれども、本人の意思によつては、帰しても迫害がないという場合が多うございますからね。そういう趣旨で、亡命の場合には、場合によつては帰すこともあり得るという答えが慣例上も出てきておるのではないかとおもうわけでございます。それでありますから、いま先生お尋ねの、いまの私が申し上げておる三つの重要な事柄がはっきり——そのうち一つはよ

ほどははっきりした理由も出ておりますが、あとの二点がはっきりいたしますまでは、これはやみで韓国へ送還してしまつたということは断じてございませぬ。また、なにより心がけます。

○稲葉誠一君 ついでですからもう一つお聞きしたいのは、ベトナムへ派遣されていたアメリカ兵ですが、これは韓国系のアメリカ兵というのですか、それが日本へ来て、それからキューバの大使館へ亡命で保護を求めていますね。これはどこまで法務省の管轄がちゃんとあつてくれども、具体的にはいまだどうなつておるものであつて、これはどういふふうにしたいいわけなんですか。

○國務大臣(田中伊三次君) これは申しわけのないことではあります、日本国にほんとうに資料がないのです、何にも。ただ日本国へ立ち寄つておつたと、立ち寄つた機会にすつとキューバへ逃げ込んだという事情でありまして、資料がほんとうに何にもないという事情であります。何かあるか、ちよつと局長から……

○政府委員(中川進君) これは元來外務省の主管事項でございます、おっしゃるとおり法務省直接でございますが、私の承知しております限りは、ただいまおっしゃつた韓国系の米人、しかもこれは韓国の、何と申しますか孤児で、アメリカ人にもなられておつた、アメリカの養子になつた人だと聞いておりますが、それが三月十八日ですか、九日ですか、中旬の末ごろ日本へ到着しまして、そうして一週間ほどの休暇で、三月のたしか二十五日に帰宮すべきところを帰宮せず、どうしたものとアメリカは尋ねておつたようでありまして、結局帰つてこない、こういうことで、アメリカのほうから何かの端緒で、それがキューバの大使館へ逃げ込んだ、こういうことを知つた模様で、日本の当局に対して、例の日米地位協定——御承知でございますが、あれに基づきまして、引き渡し捜査の要求があつたものでございまして、そうして、本人はキューバの大使館に逃げ込みまして、そのまままだ出てこない、そういうふうな私どもは承知しております。

○稲葉誠一君 そうするとキューバの大使館で日本側の引き渡し要求があつても拒否していただらうつまでもそのままですか、これはどういふふうになるのですか。外務省のほうがいいでしょう。

○説明員(長崎弘君) 現在の状況だけを簡単に申し上げますと、日本側は身柄の即時引き渡しをキューバ大使館に要求しておるわけでございます。キューバ大使館側はこの日本側の要求に応じていないわけでございます、したがらしてキューバ側と日本側の意見が正面から対立してございまして、キューバ側も日本側の要求に応じて引き渡しをする気配もございませぬので、当分の間こういう状態が続くものだと考えております。

○稲葉誠一君 当分の間続くのはあれですけれども、法律的にはどうなんですか、いつまでたつてもこれは要求して——向こうに拒否権はあるの。そこで答えちゃうと、ちよつとまずいかわからぬな。

○説明員(長崎弘君) 一般国際法上の通念といつたしましては、外国公館が政治亡命者を保護する権利はないというのが一般国際法上の通念でございます、日本政府は一般国際法上の通念に基づきましてキューバ大使館に身柄の引き渡しを要求している次第でございます。

○稲葉誠一君 引き渡し要求しておりますけれども、やっぱり外交問題だから、外交交渉を通じて結局解決したいと、こういうことになるわけですか。

○説明員(長崎弘君) 将来におきましてはそういうこともあり得るかと思つてはありますが、現在のところはまだそういうことは考えておりませんです。

○委員長(浅井亨君) ほかに御発言もなければ、本件につきましては本日はこの程度にとどめます。

本日はこれをもって散会いたします。  
午後零時七分散会

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件

○稲葉誠一君 そうですね、ちよつとまずいかわからぬな。

○説明員(長崎弘君) 一般国際法上の通念といつたしましては、外国公館が政治亡命者を保護する権利はないというのが一般国際法上の通念でございます、日本政府は一般国際法上の通念に基づきましてキューバ大使館に身柄の引き渡しを要求している次第でございます。

○稲葉誠一君 引き渡し要求しておりますけれども、やっぱり外交問題だから、外交交渉を通じて結局解決したいと、こういうことになるわけですか。

○説明員(長崎弘君) 将来におきましてはそういうこともあり得るかと思つてはありますが、現在のところはまだそういうことは考えておりませんです。

○委員長(浅井亨君) ほかに御発言もなければ、本件につきましては本日はこの程度にとどめます。

本日はこれをもって散会いたします。  
午後零時七分散会

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件

○稲葉誠一君 そうですね、ちよつとまずいかわからぬな。

○説明員(長崎弘君) 一般国際法上の通念といつたしましては、外国公館が政治亡命者を保護する権利はないというのが一般国際法上の通念でございます、日本政府は一般国際法上の通念に基づきましてキューバ大使館に身柄の引き渡しを要求している次第でございます。

○稲葉誠一君 引き渡し要求しておりますけれども、やっぱり外交問題だから、外交交渉を通じて結局解決したいと、こういうことになるわけですか。

○説明員(長崎弘君) 将来におきましてはそういうこともあり得るかと思つてはありますが、現在のところはまだそういうことは考えておりませんです。

○委員長(浅井亨君) ほかに御発言もなければ、本件につきましては本日はこの程度にとどめます。

本日はこれをもって散会いたします。  
午後零時七分散会

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件

○稲葉誠一君 そうですね、ちよつとまずいかわからぬな。

○説明員(長崎弘君) 一般国際法上の通念といつたしましては、外国公館が政治亡命者を保護する権利はないというのが一般国際法上の通念でございます、日本政府は一般国際法上の通念に基づきましてキューバ大使館に身柄の引き渡しを要求している次第でございます。

○稲葉誠一君 引き渡し要求しておりますけれども、やっぱり外交問題だから、外交交渉を通じて結局解決したいと、こういうことになるわけですか。

○説明員(長崎弘君) 将来におきましてはそういうこともあり得るかと思つてはありますが、現在のところはまだそういうことは考えておりませんです。

○委員長(浅井亨君) ほかに御発言もなければ、本件につきましては本日はこの程度にとどめます。

本日はこれをもって散会いたします。  
午後零時七分散会

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件



を付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員(定員法昭和二十六年法律第五十三号)

の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、三三七人」を「一、二四一人」

に、「七三一人」を「七三四人」に改める。

第二条中「二万八百六十六人」を「二万九百十三人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

四月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案

1 旧執達吏規則(明治二十三年法律第五十一号)に基づく恩給については、執行官法(昭和四十二年法律第百一十一号)附則第十四条第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年十月分以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。

ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行わない。

一 六十五歳以上七十歳未満の者に係る恩給については、十八万四千四百円を俸給年額とみなして算出して得た年額

二 七十歳以上の者に係る恩給については、十九万七千五百円を俸給年額とみなして算出して得た年額

2 前項第一号の恩給を受ける者が七十歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、同項第二号に掲げる年額に改定する。

3 第二項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

附則

この法律は、四十二年十月一日から施行する。

五月九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「代つて作成する」を「作成し、及び登記又は供託に関する手續を代わつてする」に改め、同条第二項中「書類」を「業務」に、「その業務」を「これ」に改める。

第四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の認可を申請する者は、千円をこえない範囲内で政令で定める額の認可手数料を納めなければならない。

第八条中「書類を作成して」を「業務を行なつて」に改める。

第十四条に次の二項を加える。

3 司法書士会は、法人とする。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、司法書士会に準用する。

第十五条第二号中「会の代表者その他」を削り、同条第八号中「会計」を「資産及び会計」に改め、同条第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 会費に関する規定

第十五条の二第二項中「司法書士会連合会」を「日本司法書士会連合会」に改める。

第十五条の六とし、第十五条の三を第十五条の五とし、第十五条の二の次に次の二条を加える。

(司法書士会の登記)

第十五条の三 司法書士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(司法書士会の役員)

第十五条の四 司法書士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、司法書士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

第十七条の見出しを「(日本司法書士会連合会)」に改め、同条第一項中「司法書士会は」を「全国司法書士会連合会」に、「全国を通じて一箇の司法書士会連合会」を「日本司法書士会連合会」に改め、同条第二項中「司法書士会連合会」を「日本司法書士会連合会」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(日本司法書士会連合会の会則)

第十七条の二 日本司法書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一 第十五条第一号から第三号まで、第八号及び第九号に掲げる事項

二 その他日本司法書士会連合会の目的を達成するために必要な規定

(司法書士会に関する規定の準用)

第十七条の三 第十四条第三項及び第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三並びに第十五条の四の規定は、日本司法書士会連合会に準用する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十四条 司法書士会又は日本司法書士会連合会が第十五条の三第一項(第十七条の三において準用する場合を含む)の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠ったときは、その司法書士会又は日本司法書士会連合会の代表者は、一万円以下の過料に処する。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第二条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。

3 調査士会は、法人とする。

4 民法(明治三十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、調査士会に準用する。

第十五条第二号中「会の代表者その他」を削り、同条第七号中「会計」を「資産及び会計」に改め、同条第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 会費に関する規定

第十五条の二第二項中「土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改める。

第十五条の四を第十五条の六とし、第十五条の三を第十五条の五とし、第十五条の二の次に次の二条を加える。

(調査士会の登記)

第十五条の三 調査士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(調査士会の役員)

第十五条の四 調査士会に、会長、副会長及び会則で定めるところの役員を置く。

2 会長は、調査士会を代表し、その会務を総理する。  
 3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

第十七条の見出しを「日本土地家屋調査士会連合会」に改め、同条第一項中「調査士会」を「全国の調査士会」に、「全国を通じて一箇の土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改め、同条第二項中「土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改め、同条の次に次の二条を加える。  
 (日本土地家屋調査士会連合会の会則)

第十七条の二 日本土地家屋調査士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。  
 一 第十五条第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項  
 二 その他日本土地家屋調査士会連合会の目的を達成するために必要な規定

(調査士会に関する規定の準用)  
 第十七条の三 第十四条第三項及び第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三並びに第十五条の四の規定は、日本土地家屋調査士会連合会に準用する。  
 第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十四条 調査士会又は日本土地家屋調査士会連合会が第十五条の三第一項(第十七条の三において準用する場合を含む)の規定に基づき政令に違反して登記をすることを怠ったときは、その調査士会又は日本土地家屋調査士会連合会の代表者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び附則第五項並びに附則第六項中附則第三項及び附則第五項の規定の例による部分の規定は、公布の日から施行する。

(司法書士法の一部改正に伴う経過措置)  
 2 この法律の施行と同時に、第一条の規定による改正前の司法書士法(以下「旧司法書士法」という。)による司法書士会(以下「旧司法書士会」という。)は、同条の規定による改正後の司法書士法(以下「新司法書士法」という。)による法人たる司法書士会(以下「新司法書士会」という。)となり、旧司法書士会の役員は、退任するものとする。

3 旧司法書士会は、この法律の施行前に、あらかじめ、その会則を新司法書士法の規定に適合するように変更するため必要な措置をとり、かつ、新司法書士会の役員を選任しておかなければならない。

4 この法律の施行と同時に、旧司法書士法による司法書士会連合会(以下「旧連合会」という。)は、新司法書士法による法人たる日本司法書士会連合会(以下「新連合会」という。)となり、旧連合会の役員は、退任するものとする。

5 旧連合会は、この法律の施行前に、あらかじめ、新連合会の会則について、新司法書士法の例により同法の規定による法務大臣の認可を受け、かつ、新連合会の役員を選任しておかなければならない。

(土地家屋調査士法の一部改正に伴う経過措置)  
 6 第二条の規定による土地家屋調査士法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二項から前項までの規定の例による。

第二号中正誤

ペシ	段	行	誤	正
二	二	終わりから	裁定処分	最終処分
三	二	八	龜田得造君	龜田得治君
三	一	〇	大牟田	大村
二	一	八	龜田先生	龜田先生